

令和7年度実施庁目標について

令和7年2月12日

特許庁 調整課・意匠課・商標課



実施庁目標について

▶ 実施庁とは・・・

中央省庁等改革基本法に基づく、主に政策の実施機能を担う組織

現行の実施庁：法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、経済産業省（特許庁）、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

▶ 同法には、「**実施庁が達成すべき目標**」の設定について規定されている。

「・・・府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。」

（中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号）

●特許庁における実施庁目標について

▶ 特許・意匠・商標審査に関連する実施庁目標として、以下の目標を設定

<令和6年度 特許庁が達成すべき実施庁目標>（特許・意匠・商標審査に係る部分のみ）

項目	特許審査	意匠審査	商標審査
一次審査通知までの平均期間	8.5～10.5ヶ月	5～7ヶ月	5.5～7.5ヶ月
早期審査 一次審査通知までの平均期間	3ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以内
スーパー早期審査 一次審査通知までの平均期間	1ヶ月以内	×	×
権利化までの期間	13～15ヶ月	6～8ヶ月	7～9ヶ月
コミュニケーションに関する ユーザーの評価※	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 65%以上

※主たる出願人・代理人に対しアンケートを送付。「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」のうち、上位2段階である「満足」、「比較的満足」を集計

実施庁目標（コミュニケーションに関するユーザーの評価）

- 例年実施する「審査の質についてのユーザー評価調査」において聴取する、審査官との「コミュニケーションに関するユーザーの評価」（満足・比較的満足の割合）を、実施庁目標の1つとして掲げている。
- 審査官の意識を高め、ユーザーとの円滑な意思疎通を促進することにより、安定した権利付与に繋げるとの考えから、平成29年度より目標として採用。
- 令和7年度も本項目を実施庁目標として設定し、引き続き質の向上を図ってまいりたい。

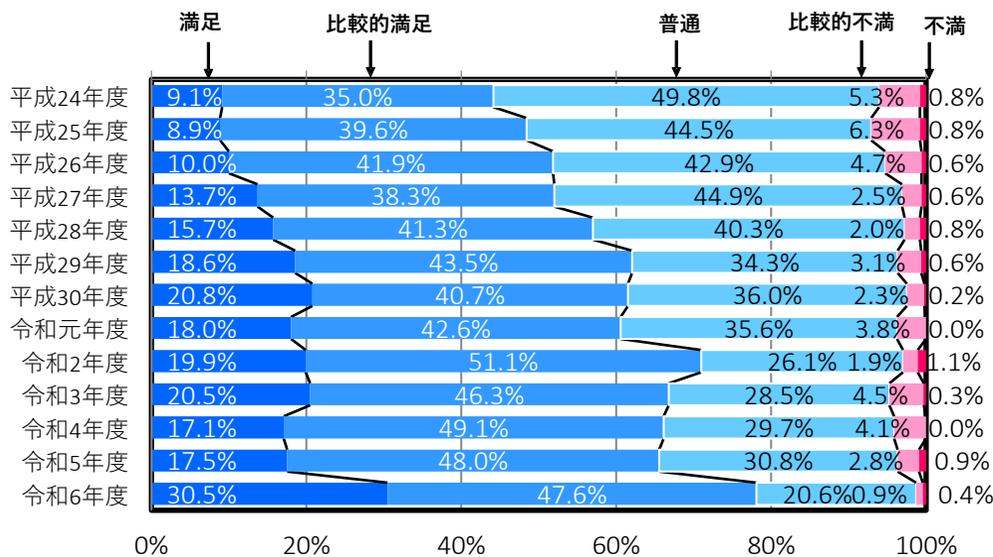


図1：面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに関する評価（特許）

過去3年間の状況

特許・意匠・商標における目標値と、過去3年間のユーザー評価調査の実績

	特許	意匠	商標
目標値	65.0%	70.0%	65.0%
令和4年度	66.1%	76.6%	60.1%
令和5年度	65.5%	73.0%	67.4%
令和6年度	78.1%	88.3%	80.8%

※実績値はユーザー評価調査の実施年度のもの。それぞれ、前年度の審査実績に対する評価を示す。